

令和 7 年 1 月

遊佐町農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日程 令和 7 年 1 月 27 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 10 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 報告事項 2 解約について
 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
 報告事項 4 賃借料変更通知書の受理について
 報告事項 5 農用地利用集積等促進計画の取下げについて
 議 第 37 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 議 第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について
 議 第 39 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

4. 出席委員 (15 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小田原英史			7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小野寺一博	10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 弘	12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	齋 藤 勝 広	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、菅原恵里係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	それでは皆さま、少し定刻前ですが出席予定の方々全員お揃いですので、始めさせていただきます。ただ今より、遊佐町農業委員会の1月定例会を開催します。はじめに、本日の出欠の状況報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3 番榊原一男委員	本日の出欠状況を報告いたします。 出席委員 15 名で過半数以上が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では 8 番石垣建委員と 9 番小野寺一博委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名します。 それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	ご説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 合計 10 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。詳細につきましては総会議案書をご覧ください。 続きまして、報告事項2. 解約について。番号8について、第三者への権利設定のため解約するものです。詳細につきましては議第 38 号番号 129 となります。 報告事項3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について。全案件で当事者間での希望により解約を行うものとなっております。それぞれに関連する案件を議第 38 号で説明いたします。 報告事項4. 賃料変更通知書の受理について。当事者間の話し合いによる合意により、単価を議案書のとおりに変更するものです。 詳細につきましては総会議案書をご覧ください。 報告事項5. 農用地利用集積等促進計画の取下げについて。令和 6 年 11

	月総会で機構へ要請することを決定した案件ですが、受け手の機構へ支払う賃料の滞納により取下げとなったものです。その後支払いがあり現在は完納しておりますので、3月総会に改めてあげる予定です。 事務局からは以上です。
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等がありましたらお願いします。 ありませんか。 (質問、意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。
	(15 番齋藤勝広会長代理が挙手し、議長が指名する)
15 番 齋藤勝広会長代理	1 月 20 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 38 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 38 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。審査基準書、補足説明資料は 1 ページからご覧ください。 番号 3、計 1 筆、246 m²。 申請理由は住宅新築用地のためです。 申請地は集落の中央に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外の農地であります。生産力の低い小集団の農地に該当するため、第 2 種農地と判断されます。貸人と借人は親子で、現在貸人宅で同居していますが、実家に近い申請地に住宅を新築するため申請したものです。資金も住宅ローンの審査結果通知と一部自己資金分については通帳の写しにより確認し確実性があり、許可相当と考えます。 20 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、佐藤会長の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。説明は以上です。
議長	それでは、番号 3 について、7 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7 番高橋正樹委員	はい、報告いたします。審査基準書の 1 ページと 2 ページをご覧ください。 場所は集落の集会所の道路向かいにありました。写真のとおり雪ではっきりとはわかりませんでしたが、ブロックで土留めがされていて、畝が少し見えたので何かを作付けしたように見えました。今、同居している娘さんが貸人名義の土地に家を建てるということでした。家を建てても周りに悪影響はないと考えられることから問題ないと見てきました。ただし、申請箇所の上に電線があったので、それだけ注意するように話をしました。以上です。
議長	ありがとうございます。次に、8 番 石垣副部会長の現地調査の報告をお願い

議長	いたします。
8 番石垣建委員	はい。写真のと通りの現状であります。地目が畑のところに新しい住宅を建てるということで、問題なしと見てきました。以上です。
議長	最後に私から現地調査の報告をいたします。 先ほど部会長からも話がありましたけども、上に電線があるということと建てるのに少し不便なのかなと思いますが、問題ないと思います。 はい、それでは質疑に入ります。ただ今の議案の事務局からの説明と委員からの現地調査の報告がありましたけども、発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 37 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、議第 37 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
	（事務局長が挙手し、議長が指名する。）
事務局長	（議案書・朗読説明）
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
	（事務局が挙手し、議長が指名する。）
事務局	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転が 9 件、(2) 利用権設定が 13 件、(3) 利用権移転がなしとなっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは、各案件の説明に入ります。 番号 17、計 3 筆、4,157 ㎡、総額 2,078,500 円。 こちらの案件は大谷浩夫委員に調整のご協力をいただいております。 この案件は譲受人が貸借している場所を取得する案件になります。譲渡人が田を手放したいという意向があり、それを知った譲受人から事務局に相談があり、申請地について売買で合意となったものです。 番号 18、19 は譲受人が同一人物になります。 こちらの 2 件は高橋敬委員に調整のご協力をいただいた案件で、事情は同じになりますので同時に説明いたします。 また、現地調査も高橋敬委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 番号 18、計 1 筆、2,161 ㎡、総額 1,037,280 円。 番号 19、計 2 筆、2,165 ㎡、総額 1,039,200 円。 この 2 件の事情ですが、これらの場所は令和 6 年 12 月末まで貸借してい

た方がいましたが、更新の相談をする際、番号 19 の譲渡人で田を売りたいとの意向が出ました。しかし、番号 19 は当時貸借を希望していたため前耕作者は 1 人分だけで買うことはできないとのことで、売買で合意とはなりません。その後、高橋敬委員に相談させていただき、番号 18 の譲渡人も売買しても良いとなり、譲受人と条件面でも合意できたということで申請となったものです。

番号 20～番号 25 は高橋茂央委員に現地調査をお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。

この案件は先月の譲受人の売買と一緒に申請する予定でしたが、抵当権の関係で申請とならなかった場所で、抵当権が抹消できたため今月申請になったものです。

続きまして、番号 21 と 22 は譲受人が同一になります。

番号 21、計 3 筆、1,091 m²、総額 400,000 円。

この案件は現在、譲受人が貸借している場所をそのまま取得するものです。

令和 6 年 12 月末で契約が終了したため、これを機に所有権移転の話になったようです。はじめは、譲渡人から贈与でと話があったようですが、譲受人がタダで貰うことはできないということで金額を提示し、合意となったものです。

番号 22、計 6 筆、総額 2,500,000 円。

この案件は報告事項 3 の番号 40 で解約した場所を売買するものです。

申請地は、今まで法人構成員の方が耕作しており、譲渡人で売買の希望がありましたが、現耕作者は売買の意思はなかったため、譲受人に声がかかり合意したものです。

続きまして、番号 23～25 は譲受人同一になります。

番号 23、計 1 筆、57 m²、総額 15,000 円。

以前は譲渡人の息子さんが豆を作っていたようですが、数年前に亡くなってからは譲受人で草刈りを行っている場所とのことです。

譲受に印の家の裏ということもあり、売買の話になり合意したようです。

金額は面積が小さいということで、少し色を付けた金額でという譲受人の意向もあり決まったものです。

番号 24 と 25 は譲渡人が同世帯の親子のためまとめて説明いたします。

番号 24、計 1 筆、1,920 m²、総額 384,000 円。

番号 25、計 1 筆、1,920 m²、総額 384,000 円。

申請地は譲渡人の家から遠いということで、令和 5 年 3 月から譲渡人に委託している場所です。

経営移譲をされている番号 24 の譲渡人の体調が思わしくないということもあり、売買の話になり、合意したようです。

(2) 利用権設定について

今回申請のあった番号 117～129 の 13 件になります。各案件の詳細については議案書をご確認ください。各案件について補足説明いたします。

審査基準書は 6 ページからご覧ください。

新規設定の案件について個別に説明いたします。

番号 118、この案件は報告事項 3 の番号 39 で解約した場所を新耕作者として借人に声がかかり、貸借で合意したものです。

番号 125、この案件の借人は、今までの耕作者の義理のお父さんという方のようで、1 月末で更新となるタイミングで耕作者が変わることで

	所有者と合意したようです。また、借人は町外に約 68,000 m²の耕作面積がある方ようです。 また、番号 127～129 は中間管理機構を通す案件ですので、審査基準書の地図を省略しております。また、詳細については議案書をご確認ください。 事務局からは以上です。
議長	それでは、(1) 番号 17 について、2 番 大谷浩夫委員より現地調査の報告をお願いします。
2 番 大谷 浩夫委員	審査基準書は 6 ページの上の地図の案件です。 10 月 18 日に事務局から、譲受人から田を買ってもいいということで話があったので調整をお願いされ譲受人のところにお邪魔しました。具体的には譲受人が今まで作っていた田を作れなくなるので、全部お返しすると話をしたようでしたので、譲渡人で親戚などを当たって売る方向で動いていたようですが、合意とはならなかったようです。そこで、譲受人になんとか買ってもらえないかと話が合ったみたいです。 条件的にいい田が少なく、申請地が一番いい田で他耕作地になっている場所は未整備になっています。もしも申請地を売ってもらえるならば、今までどおり他の田も作付けするという話をしたようです。 金額も始めは 200 万円ぴったりでどうだろうと相談がありましたが、貰った資料で 1 反歩が約 48 万円で 50 万円を切ってしまうので、周辺の相場を考慮して 50 万とさせてもらいました。 譲受人は稲刈り後も草刈りをきれいにしまして、現地調査の時も全部の田をきれいに草刈りされていました。譲受人であれば間違いなく問題ないので許可相当と思います。以上です。
議長	次に、(1) 番号 18, 19 について、4 番 高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。
4 番 高橋 敬委員	はい。審査基準書の 6 ページと 7 ページの地図のとおり、申請地は 3 筆続いた田になっています。また、現状では 3 筆が 1 枚の田になっている状況です。 8 月に前耕作者が次の更新はしないということを受けて、それぞれの譲渡人が売買と賃貸の継続という別々の意向になっていました。8 月総会後に現地に出向いたところ、たまたま前耕作者が草刈りをしていたのでその場で話をさせてもらいました。前耕作者は、一人は賃貸、一人は売買ということではできないということで、二人とも売買で良ければ買ってもらえると話をしましたが、翌日に自分から求める田でないので買わないと返事がありましたので、一昨年あたりに拡大を希望していたことを思い出して譲受人に伺ったところ、賃貸でも売買でもどちらでもいいということでしたので、譲受人をお願いしたいなということで話を進めさせてもらいました。 当初、賃貸を希望していた譲渡人は私から話をさせてもらい、改めて家族と話をして売買でいいですよということになりましたので、翌日に譲受人と相場の 50 万からの話合いをさせてもらい、現在の 48 万円に落ち着いたという形です。 譲受人は面積拡大の意向があるということで、3 町歩くらい増やしてみたいという意向がありましたので、これからも魅力のある稲作に取り組みたいということです。売買の相手としては全く問題ないと思いますし、耕作地の維持管理についても特に問題はないと思います。現地も前耕作者がしっか

4 番 高橋 敬委員	り管理をしていたのでそのまま水田として引き継がれるのかなと思いますので、問題なく許可相当だと思います。以上です。
議長	次に、(1) 番号 20 から 25 について、10 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。
10 番 高橋 茂央委員	はい、報告します。 はじめに番号20ですけども、審査基準書は7ページの下の地図になります。1月16日の午後に譲受人に電話で話を聞きました。場所は集落のやや東側の交差点付近です。先月総会に両名が申請した案件がありましたが、これは登記事項の関係で見送った場所を申請となったものです。売買の経緯は譲渡人と譲受人は同じ集落で譲受人の圃場がまとまっているため、20年ほど前から譲受人が借りて耕作している田です。数年前から譲渡人を買ってほしいと言われていたため、合意し申請となったものです。今後も水稻を作付けしてくようです。価格も問題なく、譲受人の管理なども問題ないため許可相当だと思います。 次に番号21ですが、審査基準書8ページの上になります。1月16日の午後に譲受人宅で話を聞きました。場所は集落から北に向かう川沿いの道路の橋の手前です。ここは譲受人の実家で借りて耕作していた場所で、10年ほど前から譲受人が耕作していたようです。譲渡人は子供に田を残したくないという理由で契約が切れるタイミングで譲受人に贈与したいと話をしたようですが、譲渡人がさすがに贈与でもらうことはできないと売買を提案し話がまとまったものです。例年、米を作付けしており、今後も米を作付けしていく予定のようです。譲受人は面積もかなり多くされている方で管理も問題ないので許可相当だと思います。 次に番号22ですが、審査基準書8ページの下になります。調査日は同じく16日です。場所は集落西側の圃場です。売買の経緯は、譲渡人は元々圃場近くの集落の方ですが、現在は引っ越して町外に住んでいるということでした。今まで譲渡人の田は集落内で交代しながら耕作してきたようですが、譲渡人が売買をしたいという意向に変わったようです。そこで、直近で耕作していた方に話を持ちかけましたが断られ、譲受人に相談し合意したようです。今まで米を作付けしてきた場所で、これからも米を作付けしていくそうです。この案件も許可相当だと思います。 次に番号23で、審査基準書は9ページの上です。譲受人に電話で話を聞きました。場所は譲受人自宅のすぐ裏です。譲渡人は90歳と高齢の方で、以前は息子さんが大豆を作っていたようですが、数年前に亡くなってからは何も作付けしていない場所ということです。譲受人自宅のすぐ裏で、圃場も隣ということもあり売買で合意したようです。今までも譲受人の圃場のついでに草刈りを行っていたようです。価格は譲受人の希望で少し色を付けた金額ということで、お互い合意しているようです。これからは野菜を作る予定ということでした。譲受人は40代でこれからも農業を続けていく方で、管理も問題ないので許可相当だと思います。 最後に番号24と25ですけども、譲渡人の2名が親子ということでまとめて報告します。現地調査は電話で話を聞きいてきました。場所はライスセンター近くの圃場です。譲渡人たちは圃場から離れた集落に住んでいて管理が難しいことと、この地域は基盤整備がかかる予定で工事後は譲受人圃場の近くに集積されることもあり、譲受人が委託されて耕作していた場所です。息

	子さんの体調も思わしくなく、これからの管理も難しいということで売買の話を持ちかけたそうです。今まで米を作付けして、これからも米を作る予定とのことで、許可相当だと思います。以上です。
議長	はじめに、(2) 番号 127、128 について審議いたします。 この案件は、4 番 高橋敬委員と 8 番 石垣建委員に関する案件ですので、高橋委員と石垣は一時退席願います。
	(高橋敬委員、石垣建委員 着席)
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 38 号 (2) 番号 127、128 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 高橋委員と石垣委員は着席願います。
	(高橋敬委員、石垣建委員 着席)
議長	次に、(2) 番号 129 について審議いたします。 この案件は、11 番 高橋晃弘委員と私に関する案件ですので、会長代理の齋藤委員に議長を交代いたします。 (議長を齋藤委員と交代)
議長 (齋藤委員)	暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 それでは、高橋委員と佐藤会長は一時退席願います。
	(高橋晃弘委員、佐藤会長 一時退席)
議長 (齋藤委員)	それでは (2) 番号 129 について審議いたします。何か質問・意見等はございますか。 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 (2) 番号 129 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 高橋晃弘委員、佐藤会長は着席願います。
	(高橋晃弘委員、佐藤会長着席)
議長 (齋藤委員)	それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。 (佐藤 充会長 議長席へ)
議長	最後に、ただいま審議いただいた案件以外について審議いたします。何か質問・意見等はございますか。 (4 番高橋敬委員が挙手し、議長が指名する)
4 番 高橋 敬委員	(2) 番号 122 ですが、借人は畑も大丈夫なのでしょうか。
15 番 齋藤 勝広委員	私が少し事情を知っているのでお話しします。 この畑にハウスが建ってしまして、育苗のために借りているようでした。普段はハウスで物を作っていないくて、春先に苗を置くために借りているよう

15 番 齋藤 勝広委員	です。田植え後は草も伸び放題になっていますが、毎年春になるときれいに片付けて苗を置いているというような状態です。
4 番 高橋 敬委員	ということは、ここを借りないと育苗管理ができないということですか。
15 番 齋藤 勝広委員	自前のハウスも持っていますが、小さくて全部入りきらないということで、ここを借りたみたいでした。
4 番 高橋 敬委員	はい、現状は分かりました。
議長	よろしいでしょうか。他にありませんか。 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 38 号（2）番号 127 から 129 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手） 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 次に議第 39 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書・朗読説明）
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	それでは説明いたします。 この案件は、中間管理機構に預けている出し手の契約は解約せず、受け手のみを変更するものになります。 それでは個別に説明いたします。総会議案書の 18 ページからご覧ください。 1 番は、法人の構成員が耕作していましたが体調を崩し急逝したため新耕作者に受け手を変更するものです。 2 番は、法人の構成員から新耕作者に受け手を変更するものです。 3 番は、法人の構成員から新耕作者に受け手を変更するものです。 4 番は、新耕作者が今年度も耕作しており、現状に合わせて法人から受け手を変更するものです。 5 番は、法人の構成員から新耕作者に受け手を変更するものになります。 説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 始めに、番号 3 について審議いたします。 この件については、13 番前川一城委員と 2 番大谷浩夫委員に関する案件です。前川委員と大谷委員は一時退席願います。
	（前川委員、大谷委員 一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。番号 3 について、何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 39 号番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手）

議長	全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 前川委員、大谷委員は着席願います。
	(前川委員、大谷委員着席)
議長	続きまして、番号 1 と 5 について審議いたします。 この件は 2 番大谷浩夫委員に関する案件ですので大谷委員は一時退席願います。
	(大谷委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。 番号 1 と 5 について、何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 39 号番号 1 と 5 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 大谷委員は着席願います。
	(大谷委員着席)
議長	続きまして、番号 2 について審議いたします。 この件は 11 番高橋晃弘委員と私に関する案件ですので会長代理の齋藤委員に議長を交代いたします。 (議長を齋藤委員と交代)
議長 (齋藤委員)	暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 それでは、高橋委員と佐藤会長は一時退席願います。
	(高橋晃弘委員、佐藤会長 一時退席)
議長 (齋藤委員)	それでは番号 2 について審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 39 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 高橋晃弘委員、佐藤会長は着席願います。
	(高橋晃弘委員、佐藤会長着席)
議長 (齋藤委員)	それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。
	(佐藤 充会長 議長席へ)
議長	続きまして、番号 4 について審議いたします。 この案件は 4 番 高橋敬委員、8 番 石垣建委員に関する案件ですので高橋敬委員と石垣委員は一時退席願います。

	(4 番 高橋敬委員、8 番 石垣委員 一時退席)
議長	それでは番号 4 について審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 39 号番号 4 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 高橋敬委員、石垣委員は着席願います。
	(高橋敬委員、石垣委員着席)
議長	予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) ないようですので、これで 1 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。